

消費者トラブル注意情報～令和7年10月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※¹をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和7年10月10日調査分)

商品・サービス	相談内容の例※ ²	助言
役務その他サービス (質問サイトに関するトラブルなど)	わからないことを解決するため、ネットで検索した質問サイトを利用した。1回だけのつもりが、いつの間にか有料会員登録になっており、クレジットカードで決済されていた。	「サブスクリプション(サブスク)」の契約になっている可能性があります。申し込みの画面や、契約時に届いた申し込み完了メール等を見て、契約内容を確認しましょう。解約手続きを行わない限り契約が自動更新されますので、必要のない契約の場合は、事業者が定めた手順に従って解約しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
他の行政サービス (不審なメール、ショートメッセージなど)	国税庁から、税金の未納があるので今日中に支払わないと差し押えをするという内容のメールが届いた。詐欺だろうか。	国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求めることや差押えを予告することはありません。不審なメール等に記載されたURLをクリックしたり、支払い等しないようにしてください。 (参考)国税庁ホームページ
給湯システム (給湯器の点検に関するトラブルなど)	高齢の母宅にガス給湯器の点検の訪問があり、給湯器が古くなっていると言われ、取り替えの契約をした。通常より高額だ。クーリング・オフの方法を知りたい。	電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多くみられます。適正な契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフが可能です。また、クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても解約できる場合もありますので、困った時は、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談してください。 (参考)広島県消費生活課ホームページ (参考)国民生活センターホームページ

※¹ 「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1)、(2)を比較して、

(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※² 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「よくある相談事例」⇒



○電話相談：消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ)) 最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト [電子メール受付](#)⇒



○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～

■参加者募集中！消費者トラブルを学ぶ講演会

11月13日(木)13時から、近年増加している、ネット広告に関する消費者トラブルの事例や対処法についての講演会を開催します。参加無料。お気軽にご参加ください！

場所：広島県民文化センター

詳しくは⇒[「消費者のつどい2025」開催のお知らせ](#) | [広島県](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課